

1 群馬県におけるフロン対策の経緯

(1) 県及び市町村の取組み

平成 5年 6月	伊勢崎市が、粗大ゴミの冷蔵庫からフロン回収を開始
平成 8年 3月	10市28町村で冷蔵庫のフロン回収
平成 9年 3月	前橋市西部清掃事務所内に群馬県フロン処理センター「オーロラ」を設置、同5月から本格稼働 (自治体による破壊施設設置は全国初)
平成10年 2月20日	群馬県フロン回収処理協議会を設立(県、各市町村ほか)
平成10年 4月	オーロラでフロンの有料受入を開始
平成12年度	県内56市町村で冷蔵庫・エアコンからフロン回収実施
平成13年 4月 1日	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の本格施行
平成13年 4月	群馬県フロン回収処理協議会解散
平成13年度	オーロラは平成14年3月末で廃止

(2) 関係業界の取組み

① 冷凍空調機業界

平成 5年12月14日	群馬県フロン回収システム協議会設立
平成 9年度	糸井商事に破壊装置を設置し回収破壊処理を開始
平成11年 3月18日	群馬県フロン回収事業協会設立
平成12年 4月 1日	群馬県フロン回収事業協会へシステム協議会の事務を移管
平成16年 2月13日	有限責任中間法人群馬県フロン回収事業協会設立

② 自動車業界関連

平成10年度	フロン無害化処理設備整備費補助をカースチール(株)へ実施
平成10年 7月	カースチール(株)でフロン回収・破壊処理を開始
平成13年 2月	環境ネット21(群馬県自動車整備振興会)の移動回収開始
平成14年 7月12日	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)公布
平成17年 1月 1日	使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)施行

(3) 群馬県の生活環境を保全する条例の施行と群馬県フロン回収促進協議会の設立

- ① 「群馬県の生活環境を保全する条例」では、オゾン層保護のための施策を実施すべき県の責務、オゾン層破壊物質等(フロン類)の排出を抑制すべき事業者や県民の責務等を規定している。

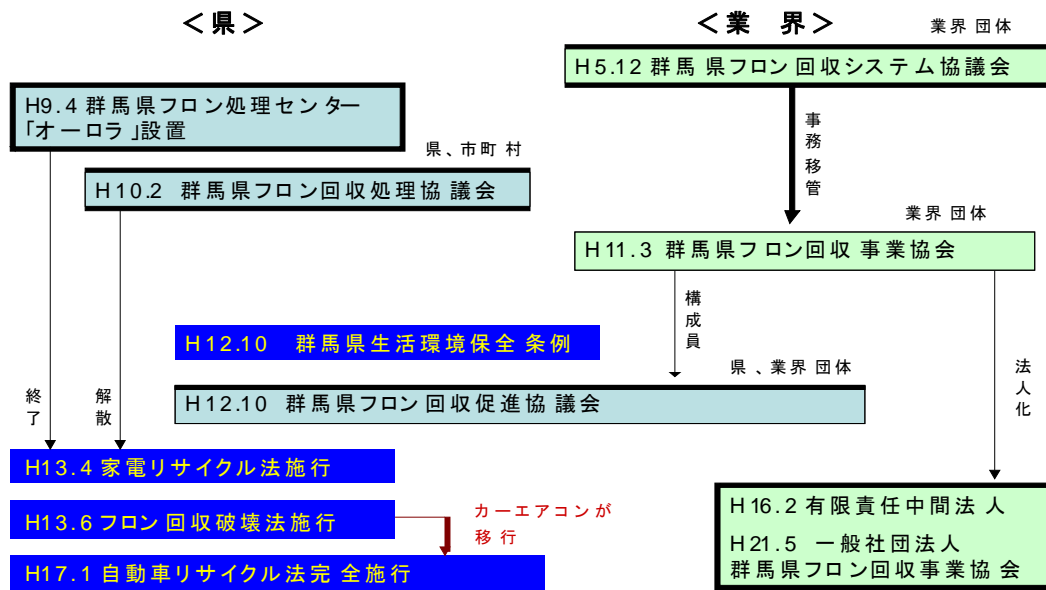
(平成12年3月23日制定、平成12年10月1日施行、平成15年10月10日一部改正、施行)

- ② また、平成12年10月18日には、群馬県、各業界団体等が連携してフロン問題の解決を進めていくための組織として「群馬県フロン回収促進協議会」が設立され、フロン回収業者の登録制度の創設やフロン回収技術講習会の開催など、法律に先行する形でフロンの回収・処理の体制整備が図られた。

- ③ 法施行後は、フロン回収破壊法に基づく登録制度に移行している。

群馬県フロン回収促進協議会の構成

会 長	群馬県フロン回収事業協会	会 長
副会長	群馬県自動車販売店協会	会 長
”	群馬県電機商業組合	理 事 長
”	群馬県建設業協会	会 長
会 員	群馬県ほか16団体・企業	



群馬県の生活環境を保全する条例

第十一章 第二節 オゾン層保護等のための施策等

(オゾン層破壊物質等の排出の抑制)

第百六条 何人も、オゾン層を破壊する物質であるクロロフルオロカーボンのうち、規則で定めるもの（以下「第一種オゾン層破壊物質」という。）を大気中へ排出してはならない。

2 何人も、オゾン層を破壊する物質であるハイドロクロロフルオロカーボンのうち、規則で定めるもの（以下「第二種オゾン層破壊物質」という。）を大気中へ排出しないよう努めなければならない。

3 何人も、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第三項第四号に掲げる物質（以下「第四号物質」という。）を大気中へ排出しないよう努めなければならない。

4 前三項の規定は、第一種オゾン層破壊物質及び第二種オゾン層破壊物質（以下これらを「オゾン層破壊物質」という。）並びに第四号物質が、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「フロン回収破壊法」という。）第二条第二項に規定する第一種特定製品又は同条第三項に規定する第二種特定製品に使用されている場合にあつては、適用しない。

(県の責務)

第百七条 県は、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図ることにより生活環境の保全等に資するため、オゾン層の保護に関する知識の普及及び啓発、オゾン層破壊物質及び第四号物質を処理するための技術的な助言その他の施策を推進するものとする。

(オゾン層破壊物質等の適切な処理)

第百八条 何人も、オゾン層破壊物質及び第四号物質を使用する機器を廃棄する場合は、オゾン層破壊物質及び第四号物質を適切に処理し、又はその廃棄をオゾン層破壊物質及び第四号物質を適切に処理することができる事業者に依頼するとともに、県が実施するオゾン層破壊物質及び第四号物質の排出の防止に関する施策に協力しなければならない。

(フロン類の回収量等の公表)

第百九条 知事は、フロン回収破壊法第二十二条第二項の規定により報告されたフロン類の回収量等の状況を集計し、その結果を公表するものとする。

2 フロン行程管理制度運用実態調査について

1 趣 旨

平成19年10月施行の改正フロン回収・破壊法で行程管理制度が導入されたことから、本制度の運用実態を把握するための調査を実施し、建築物解体工事等に伴う第一種特定製品の廃棄に係るフロン類の回収及び引渡しが行程管理票により適正に処理されているか否かを調査した。

2 調査実施方法等

(1) 調査対象

建設リサイクル法に基づき県又は市あて届出された建築物の解体工事の中から第一種特定製品の設置の可能性の高いと判断される解体工事現場を選定する。

(2) 事前調査

選定した解体工事の元請業者へ通知し、解体工事の現場において工事担当者の立会いを求め、第一種特定製品の設置状況及び当該機器にフロン類が充てんされているかを確認し、事前確認書の内容チェックのうえ調査票を作成する。

(3) 事後調査

事前調査を実施した解体工事について、工事完了後(30日以上経過)、関係業者の事務所を訪問し、次の項目について聞き取り及び関係書類の確認を行う。

引渡受託者、フロン回収業者の住所、氏名
行程管理票の回収依頼書又は委託確認書及び引取証明書の保存
回収依頼書及び引取証明書の交付年月日並びに委託確認書の回付年月日
回収依頼書の交付又は委託確認書の回付から引取証明書の受理までの期間
第一種特定製品の処分台数及びフロン類回収量
フロン類回収後の措置
その他必要事項

(4) 実施方法

調査する者は、県環境保全課職員及び県から委託された(社)群馬県フロン回収事業協会(以後、「調査受託機関」という。)の職員の2名以上で行う。

事後調査終了後に調査受託機関は、調査結果を取りまとめて速やかに県へ報告する。

3 調査実施結果

次のとおり実施した。

年度	解体工事現場立入件数	事後調査実施件数
20	25	15
21	42	29
計	67	44

事後指導

調査の結果、不適切な取り扱いが認められた場合は、更に追跡調査を行って、実態を解明する。

特に行程管理制度の運用上、問題があった場合、関係業者の立入検査等を行い、本制度の適正な運用について、徹底した指導を図る。

3 フロン類回収対策に係る啓発指導事業について（雇用対策基金事業）

（１）趣旨・目的

改正フロン回収破壊法で導入された行程管理制度の適正な運用とフロン類登録回収業者による確実なフロン類回収等の徹底を図るため、「ふるさと雇用再生特別基金事業」として平成21年度から実施（3年継続）

（２）事業概要

（社）群馬県フロン回収事業協会へ委託して実施。同協会が新たに職員を雇用し、県が啓発指導員として指定する。

専門の啓発指導員がフロン類の回収に係る業者（建設業、建物解体業、電気工事業等）を直接訪問することにより、フロン回収破壊法の理解と適正な運用（回収業者登録、フロン類の引渡、行程管理制度等）の徹底を図る。

（３）業務の概要

フロン類の回収等を通じて、オゾン層の保護及び地球温暖化防止対策が一層推進されるよう、フロン回収に係ると考えられる業者（以下「関係業者」という。）への訪問等により、啓発指導業務を行うこと。

ア、オゾン層の保護及びフロン類の回収等についての理解を深めてもらうため、県が提供するPR資料等による関係業者への啓発（H21年度実績495業者）

イ、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「フロン回収破壊法」という。）に基づくフロン類の回収について、法定の手続きを遵守して行為が行われるよう、関係業者に対する指導（H21年度実績90業者）

） 第一種フロン類回収業者登録

） 回収量等の記録及び知事への報告

） 行程管理制度の適正な運用（解体工事の際の機器の有無の確認、回収に伴う引取証明書の交付等）

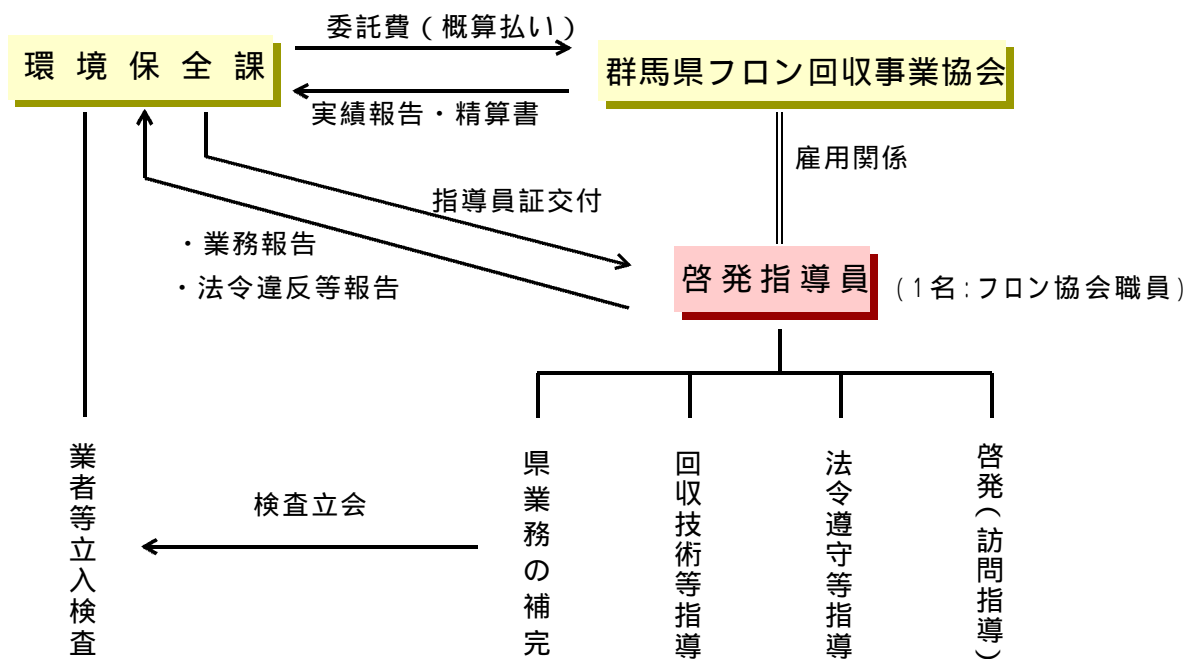
） 回収したフロン類の適正な保管及び移動

） 回収したフロン類の破壊業者等への確実な引渡し

関係業者への訪問指導等において、法令に違反する行為等を発見したときは、速やかに県に報告すること。

法令遵守指導のため、県担当職員（フロン回収破壊法第44条の規定により検査権限を有する職員）が行う立入検査等に同行すること。

その他、オゾン層の保護及びフロン類回収等対策のため必要な業務



群馬県におけるフロン類の回収状況等

(1) フロン回収破壊法に基づく群馬県内の回収量 (単位:kg)

	種 類	H16	H17	H18	H19	H20	前年比(%) (20/19)
廃 棄 時	CFC	3,017	1,064	950	2,307	3,405	147.6
	HCFC	33,121	33,497	27,443	27,415	27,752	101.2
	HFC	1,621	4,021	2,781	4,381	5,836	133.2
	計	37,760	38,582	31,175	34,103	36,993	108.5
整 備 時	CFC	5,730	5,026	5,434	4,696 (4,421)	1,269	27.0
	HCFC	13,457	13,698	14,304	19,458 (10,306)	12,583	64.7
	HFC	2,028	3,302	3,652	5,763 (2,795)	8,916	154.7
	計	21,215	22,026	23,390	29,918 (17,521)	22,768	76.1
合 計	CFC	8,747	6,090	6,384	7,003 (6,728)	4,674	66.7
	HCFC	46,578	47,195	41,747	46,873 (37,721)	40,335	86.1
	HFC	3,649	7,323	6,433	10,144 (7,176)	14,752	145.4
	計	58,975	60,608	54,565	64,021 (51,624)	59,761	93.3

(注) H19の()内は、改正フロン回収破壊法が施行された平成19年10月から半年間の整備時の回収量を再掲したものである。

(2) 群馬県におけるカーエアコンからのフロン回収量 (単位:kg)

種 類	H15	H16	H17	H18	H19	H20	前年比(%) (20/19)
CFC	11,595	7,790	6,163	5,528	4,233	2,106	49.8
HFC	6,130	6,757	9,434	12,398	13,912	9,256	66.5
合計	17,725	14,547	15,597	17,926	18,146	11,362	62.6

1 H15については、フロン回収破壊法の第二種特定製品(カーエアコン)からの回収量であり、H16~H18については、フロン回収破壊法と自動車リサイクル法によるカーエアコンからの回収量の合算である。

2 平成17年1月1日、自動車リサイクル法施行

(3) フロン回収破壊法に基づき群馬県内で回収量されたフロン類のうち破壊業者に引き渡された量

(単位:kg)

		H16	H17	H18	H19	H20	前年比(%) (20/19)
廃 棄 時	回収量	37,760	38,582	31,175	34,103	36,993	108.5
	引渡量	31,082	32,211	28,898	31,758	35,720	112.5
	/ (%)	82.3	83.5	92.7	93.1	96.6	
整 備 時	回収量	21,215	22,026	23,390	29,918 (17,521)	22,768	76.1
	引渡量	10,091	11,222	13,016	19,046 (11,631)	19,628	103.1
	/ (%)	47.6	50.9	55.6	63.7 (66.4)	86.2	
合 計	回収量	58,975	60,608	54,565	64,021 (51,624)	59,761	93.3
	引渡量	41,173	43,433	41,914	50,804 (43,389)	55,348	108.9
	/ (%)	69.8	71.7	76.8	79.4 (84.5)	92.6	

(注) H19の()内は、改正フロン回収破壊法が施行された平成19年10月から半年間の整備時の回収量等(再掲)である。

(4) フロン回収破壊法に基づくフロン回収対策(群馬県)

ア フロン回収技術講習会

年度	回数	修了者	年度	回数	修了者
H12	4	238	H17	2	171
H13	8	513	H18	1	86
H14	5	404	H19	1	81
H15	3	211	H20	1	90
H16	2	140	H21	1	88
			合計	28	2,022

イ 立入検査の実施

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計
第一種フロン類回収業者	12	88	40	40	30	32	34	39	315
第二種特定製品引取業者	10	39	-	-	-	-	-	-	49
第二種フロン類回収業者	10	40	-	-	-	-	-	-	50
合計	32	167	40	40	30	32	34	39	414